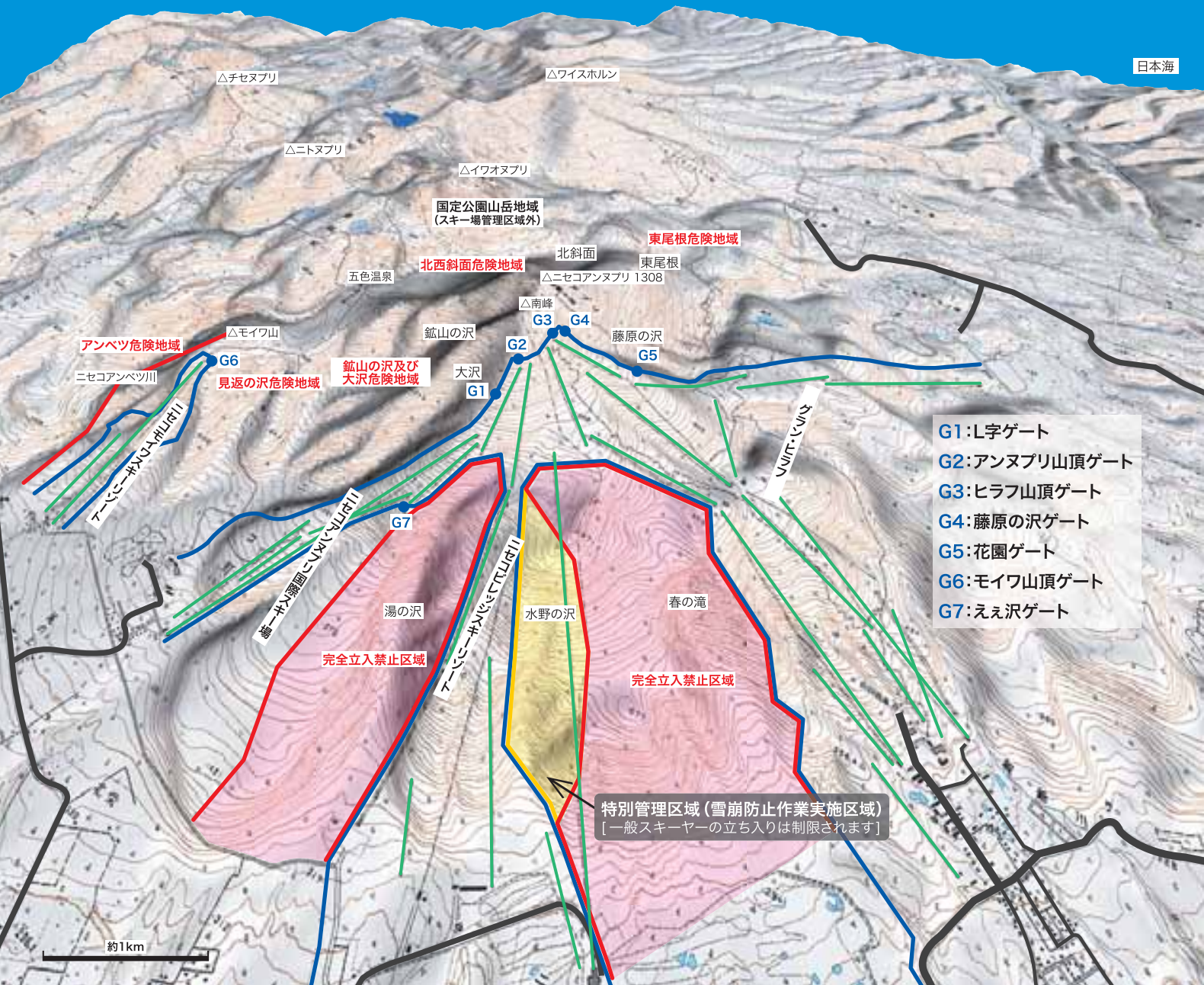


# ニセコルール

## Niseko Rules

ニセコルールはスキー場管理区域外を滑走する人々と、すべてのスキー場利用者の安全のために作られた地域の公式ルールです。



- G1: L字ゲート
- G2: アンヌプリ山頂ゲート
- G3: ヒラフ山頂ゲート
- G4: 藤原の沢ゲート
- G5: 花園ゲート
- G6: モイワ山頂ゲート
- G7: ええ沢ゲート

—— スキー場管理区域境界線    —— 完全立入禁止区域境界線    —— 特別管理区域 (雪崩防止作業実施区域) 境界線

- ①! 『完全立ち入り禁止区域』にはいかなる理由があろうと入ってはならない**  
湯の沢及び春の滝は、ニセコルールの「完全立ち入り禁止区域」です。これら2つの谷を滑走するとリフト券を没収します。
- ②! ロープをくぐってはならない**  
すべてのロープをくぐることを禁止します。これらの行為を行うとリフト券を没収します。管理区域外へはルールで定められたゲート (国定公園への出口) から出なければなりません。
- ③! スキー場管理区域外は安全管理が行われていない**  
ニセコアンヌプリ山頂を含むスキー場管理区域外は国有林または道有林であり、国定公園です。管理区域外はスキー場によって管理されていません。ニセコルールは管理区域外滑走、山頂登山には危険が伴い、自己責任が問われることを明らかにします。
- ④! ゲートが閉じられているときは管理区域外に出てはならない**  
スキー場はニセコルールに基づき、高い危険が予想される日にはゲートを閉鎖します。
- ⑤! ニセコなだれ情報**  
「ニセコなだれ情報」はニセコルールの公式情報です。この情報はリフト乗り場、各ゲート及びインターネット上に掲示されます。
- ⑥! 管理区域外での捜索救助費用**  
スキー場管理区域外で事故が発生し、スキー場パトロールが捜索救助活動を行う場合、スキー場はニセコルールに基づき、当事者に実費を請求します。
- ⑦! スキー場及び山岳パトロール**  
スキー場管理区域内外を問わず、ニセコルールはすべての利用者がスキー場パトロール、後志(しりべし)山岳パトロールの指示に従うことを求めます。
- ⑧! ルールの趣旨**  
スキー場と地域はニセコルールの精神に基づき、利用者の自由を尊重し、その安全に重大な関心を持ちます。

ニセコルールはニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会、ニセコスキー場安全利用対策連絡協議会、ニセコフリーバスポート協議会、後志地方山岳遭難防止対策協議会によって定められました。

本日のなだれ情報へはこちらから  
[niseko.nadare.info](http://niseko.nadare.info)

